

タンザニア農村調査から(調査員レポート)

著者	池野 旬
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1992-09
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008585

タンザニア農村調査から

調査員レポート

池野旬

周知のように、アフリカ諸国の農業生産については、統計的資料の収集がきわめて困難である。タンザニアも例外でないどころか、典型的な事例であろう。国全体のマクロ資料は、県→州→全国という積み上げ作業の段階で、誤写、合計値の計算ミス、前年度数値の流用が日常茶飯事である。『アフリカレポート』13号(1991年9月)の拙稿「タンザニアの食糧危機ふたたび」で、その点について若干触れている。他方、農家の聞き取り調査から得られるマイクロ・レベルの資料にも、大いに疑問が残る。

このように資料が未整備な状況にあって、かなり信頼性が高いと思われる資料の一つに、協同組合の換金作物買付け記録がある。今回は、北部タンザニアのキリマンジャロ州ムワンガ県ウサンギ郡にあるキンドロコ農村協同組合(Rural Co-operative Society)で入手した同郡ムシェワ村の1990/91年度コーヒー出荷資料と、首都ダルエス

サラームに近接するコースト州バガモヨ県ヨンボ郡にあるヨンボ農村協同組合で入手したヨンボ、チャシンバ両村の91/92年度カシューナッツ出荷資料から、タンザニア農村像の一端に迫ってみたい。

1 コーヒーの事例：ムシェワ村

『アフリカレポート』12号(1991年3月)で、北部タンザニアのキリマンジャロ州ムワンガ県内にある2村落で実施した農村調査の概要について紹介したが、今回言及するムシェワ村はそのうちの1村である。キンドロコ農村協同組合の事務所は同村内にあり、同村ほかウサンギ郡内の数カ村を管轄地域として、コーヒー、カルダモンの買付け、農業投入財の配布等を担当している。

昨年8月に実施したムシェワ村についての再調査時に、同協同組合が保管しているムシェワ村のコーヒー出荷者リストを見せてもらうことができた。このリストには、出荷者の協同組合登録番号、氏名、出荷量が記載されていた。同一人物が何回かにわけてコーヒーを出荷していることも考えられるが、同リストには氏名の重複はなく、出荷者ごとに出荷量がすでに整理された資料であった。

ムシェワ村調査時そして現在も筆者が持ち続けている関心は、「世帯」レベルでの経済活動であるので、上記の資料をさらに整理した。

ムシェワ村調査開始時に、村長から同村在住全世帯の世帯主リストを入手している。そのリストと上記のコーヒー出荷者リストとを照合して、異同を検討した。氏名が世帯主リストには載っていない出荷者リストには載っていない場合は、その世帯が少なくとも世帯主の名義ではコーヒーを出荷していないと、判断できる。逆に、氏名が世帯主リストに載っていないが出荷者リストに載っている

る場合には、ふたたび村長を煩わせて、当該人物がどの世帯主の世帯に属しているのかを、確認した。後者の事例は少なかったが、出荷者リストには亡夫・亡父の名義を残している、実際には寡婦や息子がコーヒーを出荷しているような場合がこれに当たる。

さて、上記のような手順で集計したムシエワ村の世帯単位での1990/91年度コーヒー出荷状況が、表1である。

表1から、以下のことが読み取れよう。

第1に、コーヒー出荷世帯の比率が予想外に少ないことである。ムシエワ村354世帯のうち、コーヒーを出荷した世帯は、137世帯にすぎない。キリマンジャロ・コーヒー生産地域の一角をなす同村でも、少なくとも1990/91年度には7分の2の世帯しかコーヒー収入がなかったことになる。

第2に、表1の〈女性〉欄は、女性が世帯主である世帯数を示しているが、男性世帯主の世帯を含めた全世帯の出荷量分布と比べて、女性世帯主

世帯の出荷量はすくないといえよう。ムシエワ村の女性世帯主77世帯主のうち、62世帯がコーヒーを出荷していない。農業収入に関して、男性世帯主世帯よりも女性世帯主世帯が相対的に貧困であることが、間接的に示されている。ただし、女性世帯主とは、寡婦あるいは例外的ではあるが独身女性が世帯主である場合のみではなく、夫は同村内の他の妻と同居している状況下の複婚の妻の事例や、夫が長期出稼ぎに従事している妻の事例も含む。それゆえ、表1から短絡的に、女性世帯主の貧困を結論づけられないことを断っておきたい。

最後に、実際にコーヒーを出荷した137世帯の中で、出荷量の大きな格差が存在することが明白である。教会などの機関が出荷した分を除いた1990/91年度のムシエワ村コーヒー出荷量合計は1万484kgであった。このうち、1381kgはわずか2世帯から出荷されたものである。また、200kg以上を出荷した13世帯で、同村全出荷量の半分近くを占めていたのである。

2 カシューナッツの事例：ヨンボ郡2村

本年5月に、コースト州バガモヨ県ヨンボ郡ヨンボ村にあるヨンボ農業協同組合の事務所で、同郡ヨンボ村、チャシンバ村2村の1991/92年度のカシューナッツ買つけに関する領収書帳を閲覧できた。領収書帳は10数冊に及び、筆写するのに数人で手分けして半日以上かかった。各領収書に記載されている内容は、領収書の通し番号、出荷者氏名、出荷量、支払い額等である。

ヨンボ郡での調査は短期であったため、村落在住世帯の世帯主リストなどは入手できなかった。また、上記の資料もムシエワ村の場合とは内容が異なっている。まず、ヨンボ村とチャシンバ村の資料が混在しており、各村ごとの資料に分割する

表1 ムシエワ村のコーヒー出荷量分布

kg	世帯数<世帯>		出荷量<kg>	
	全	体<女性>	合	平
無	217	<62>	0	0.0
< 5	12	< 1>	38	3.2
≥ 5	17	< 7>	117	6.9
≥ 10	29	< 2>	451	15.6
≥ 25	21	< 3>	737	35.1
≥ 50	25	< 0>	1,704	68.2
≥100	20	< 1>	2,770	138.5
≥200	6	< 0>	1,445	240.8
≥300	3	< 0>	982	327.3
≥400	2	< 1>	859	429.5
≥500	2	< 0>	1,381	690.5
合計	354	<77>	10,484	29.6

ことは困難であった。表2は、2村の合計値である。

ついで、領収書は出荷の度に発行されるので、何回かに分けて出荷している場合には、同一人物名が何度も出てくることになる。全部で1200枚以上の領収書を筆写したが出荷者氏名を姓のアルファベット順に並びかえて整理すると、695人となった。

そして、両村の世帯主リストを入手できなかったことから、表2は個人レベルでの出荷量にとどまっており、世帯レベルにはまとまっていない。また、両村でどれくらいの世帯がカシューナッツを出荷していないかについても、不明である。

表2から出荷量に大きな格差が存在することがわかる。1991/92年度の両村の出荷量合計10万1886kgのうち、出荷量が格段に多い2名で4割近くを出荷し、この両名を含めた500kg以上出荷者20名で6割にも達する。この分布は、ムシェワ村のコーヒー出荷世帯の出荷量分布に相似している。

表2 ヨンボ郡2村のカシューナッツ出荷量分布

kg	出荷者 者<人> 全 体	出 荷 量 <kg>		出 荷 額 <Tshs.>
		合 計	平 均	平 均
< 5	34	97	3	375
≧ 5	89	633	7	930
≧ 10	167	2,691	16	2,108
≧ 25	144	5,132	36	4,682
≧ 50	118	8,464	72	9,410
≧ 100	97	14,493	149	19,625
≧ 250	26	9,281	357	46,658
≧ 500	13	9,221	709	93,126
≧ 1000	5	12,409	2,482	326,318
≧ 5000	2	39,465	19,733	2,594,824
合 計	695	101,886	147	19,253

出荷額すなわちカシューナッツ販売粗収入で、高額所得者が、260万タンザニア・シリング(以下、Tshs.と略す)も得ていることは、予想外であった。生産費を差し引いた純収入が不明であるが、彼らは農業所得から農業新規投資資金を十分に捻出できるものと思われる。

ただし、このような状況にあるのは、非常に限られた上位農家のみであろう。ちなみに、1991/92年度の公務員月額最低賃金はTshs.3500であり、年額だとTshs.4万2000となる。表2で同額をかうじて上回っているのは、250kg以上を出荷した46名にしかすぎない。タンザニア政府は、近年カシューナッツの生産者価格を、他の換金作物、食糧作物に比して、極端なほど引き上げてきた。それにもかかわらず、ヨンボ郡2村のカシューナッツ出荷者695名のうち大半が、公務員最低賃金をも下回る換金作物販売粗収入しか得られていないのである。年間所得Tshs.4万2000で都市部で生活することはほぼ不可能であるし、都市部と農村部では物価水準に差異があることを考慮に入れる必要があるが、就業機会を求めて農村から都市への労働移動は今後も継続するであろう。

3 タンザニア農村像再考

1967年2月の「アルーシャ宣言」以来進められてきた農村共同化すなわちウジャマー村建設は、迂余曲折の末、現在では実質的に放棄されている。ウジャマー村推進期にも実際には各農村世帯の個別圃場が主たる生産の場であったが、83年の「新農業政策」以降はその事実が公認され、そこでの生産活動が奨励されている。

その結果、農家間で農業生産に格差が生じていることが想定される。筆者の関心は、「新農業政策」以降、さらに1986年の経済自由化以降に、このよ

うな農業生産における格差がどの程度発生しているのか、またそれに世帯の他の経済活動を加えて、農業階層化が進行しつつあるのか否かを検討することである。

このような課題設定のもとで、知らぬ間に勝手な前提を設けていた。すなわち、ウジャマー村建設の失敗にもかかわらず、「新農業政策」以前には、個別農家の農業生産に格差の少ない平等な農村が存在していたのであろうという前提である。

今回収集した資料から、この暗黙の前提に疑問が生じた。なぜなら、コーヒー、カシューナッツいずれも多年生の換金作物であり、結実までに数年は要するからである。前年は違う作物を植え、生産者価格の上げ幅を見て、臨機応変にコーヒー、カシューナッツに作目を切り換えるというわけにはいかない。現在観察される両作物の出荷量の世帯間あるいは個人間の相違は、経済自由化政策や「新農業政策」以前から継承されたものである可能性が高い。

もしもそうであるなら、そのような格差はどのようにして生じてきたのか。それは、大量出荷者が土地集積して農業生産規模を拡大した結果というよりも、むしろ相続等を通じた「伝統的」な土地権の残存のもとで、偶発的に発生しているとの印象をうける。たとえば、ムシェワ村で観察された、換金作物栽培およびトラクター賃借の利用という農業部門への市場経済の浸透と、土地無しの親族に無償で土地を貸与するという慣行との並存に、そのことは如実に現れている。

このように考えると、ウジャマー村政策と経済自由化政策とは相反する政策ではなく、奇妙に類似していることに気づく。すなわち、いずれの政策も強固に残存する「伝統的」なものを打破することによって、農業生産拡大を図ろうとしている

点である。その意図はウジャマー政策期には共同圃場の設立という社会主義的な方策で推進され、経済自由化政策期には市場経済諸力の活用という方策で推進がはかられている。

個別圃場の優位が示すようにウジャマー政策での「伝統」打破は失敗に帰したが、現行の経済自由化政策は成果をおさめつつあるのか。どうも心許ない。確かに、1986年の経済自由化政策導入後数年は農業生産が伸びたが、良好な天候が最大の要因であったように思われる。実質的には、農村社会の変容は遅々として進んでおらず、天候が不順となるや、食糧不足がまたぞろ取り沙汰されることになったのである。

はたして、何が「伝統的」なものの核心なのか、そこではいかなる論理が貫徹しているのかは、いまだに捕らえかねている。強固に残存していないが、とらえどころのない、まさにぬえ的な存在である。

少なくとも、タンザニア農村はすでに農業生産に格差を生じた農家群によって構成された社会であること、そしてその格差は経済自由化政策以前から継承されてきた可能性が高いこと、さらにウジャマー政策と経済自由化政策とを「国家」の意図とそれに対する「社会」という視点が重要であること、を念頭におきながら、今後の調査を進めていきたい。

〔付記〕 ヨンボ農村共同組合での資料収集に当たっては、バガモヨ県灌漑開発計画所属のJICA専門家山脇正男、筒井佳寿両氏ならびに同期にJICA短期専門家として同計画関係の調査をされた両角和夫氏に度重なる便宜供与をいただいた。記して、謝意を表したい。

(いけの・じゅん/在ダルエスサラーム海外調査員)